

入 札 説 明 書

I 入札全般に関する事項

1 契約担当課（問合せ先）

広島市道路交通局道路部道路課（本庁舎 7 階）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2369（直通）

2 調達内容

(1) 業務名

広島市内路面下空洞調査業務（令和8年度）

(2) 履行の内容等

本業務は、本市が管理する道路の路面下空洞の有無を調査・解析し、道路の安全、円滑な交通を確保するための維持管理に資することを目的とする業務である。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予定価格

落札決定後に公表

(5) 調査基準価格

落札決定後に公表

(6) 履行場所

市内一円

3 入札方式

本件業務の入札方式は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札とする。

4 入札区分

本件業務に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙面による入札とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-02 調査・研究」に登録されている者であること。
- (3) 令和7・8年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、登録種目が土木関係コンサルタント業務の「道路」、「土質及び基礎」のいずれにも登録されている者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者。

(7) この入札に参加しようとする他の有資格業者のうちに、資本関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がいないこと。

(8) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第2号イからオまでの規定により選定できない者でないこと。

(9) 次に掲げる会社の業務実績を有すること。

平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、地中レーダ探査を用いた路面下空洞の調査（探査）業務の実績を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

(10) 管理技術者は、次のいずれかに該当する者で、前記(8)の会社の業務実績と同じ内容の業務実績を有する者を配置できること。（ただし、業務の実施年月日・規模・数値は求めない。実施当時の立場（役割、所属会社等）も問わない。）

ア 技術士登録の総合技術監理部門（「建設一道路」又は「建設一土質及び基礎」）又は建設部門（「道路」又は「土質及び基礎」）の資格を有するもの

イ RCCM（「道路」又は「土質及び基礎」）の資格を有するもの

6 競争入札参加申込（一般競争入札参加資格確認申請書等の提出）

入札に参加する者は、後記(2)アからカに示す一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）等を次により作成し提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

広島市のホームページ（後記14を参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書等を作成して、持参により提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

a 入札公告に記載した入札参加資格の会社の業務実績に該当する業務のうち、代表的な業務を記載（最高2件まで）すること。入札公告で特に明記していない限り、1件の業務で条件を満たしていなければならない。

b 記載された業務実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス（TECRIS）」に登録されているデータ（以下「業務カルテ」という。）の写しを添付すること。業務カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること。（いずれの場合であっても、入札参加資格とした業務実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計書及び仕様書等（以下「設計書等」という。）も併せて添付すること。

c 民間業務の場合の証明方法は、次の①又は②によることとし、元請として受注したことが明記されているものに限る。

① 発注者が発行した実績証明書（写し可。ただし、証明年月日が資格確認申請書提出日から3か

月前の日以降のものに限る。)

- ② 契約書（これに類するものを含む。）の写しに次の(ア)及び(イ)の事項が記名押印してあるもの
(ア) 発注者による原本確認及び業務完了確認があるもの。

(文例) 「この契約書の写しは原本に相違なく、当該契約の相手方が元請人として契約書の内容どおり業務完了されたことに相違ありません。」という旨の発注者による記名押印があるもの。

- (イ) 入札参加資格確認申請者による誓約文

証明の内容に虚偽があった場合は、受注者である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名押印すること。

(文例) 「当該証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」

- d 会社の業務実績が設計共同体によるものである場合には、申請者が当該設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（業務カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、設計共同体の代表構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

ウ 配置予定技術者等調書（第3号様式）

- a 入札公告に記載した入札参加条件の技術者等に該当する技術者（開札日の前日以前に雇用関係がある者に限る。）を記載すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

- b 技術者の業務経歴は、前記の6(2)aに準じて記載し、前記の6(2)b及びcに準じて確認資料を添付すること。
c 記載された配置予定技術者の資格等の確認資料として、技術検定合格者証明書等当該資格を証明するものの写しを添付すること。
d 記載された配置予定技術者の雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

- e 落札した場合は、配置予定技術者を必ず本件業務に着手から完成まで（委託期間が変更された場合は変更後の委託期間末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

エ 資金的関係・人的関係調書（第4号様式）

- a 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている者）。

① 資金的関係に関する事項

(ア) 親会社等と子会社等

(イ) 親会社等が同一である子会社等

② 人的関係に関する事項

(ア) 代表権を有する者が同一である会社等

(イ) 役員が兼任している会社等（一方の会社の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

- (ウ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- ③ 複合的関係に関する事項
上記①及び②が複合した関係にある会社等
- ④ その他（①、②又は③と同視しうる関係があると認められる場合）
 - (ア) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (イ) 社員が他の会社の事務や営業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (ウ) 組合とその構成員
 - (エ) 設計共同体とその構成員
 - (オ) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

- b この書類を提出したことにより、a の①から④までのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者の入札を全て無効とする。

また、虚偽の申告を行ったものは、指名停止措置を行うことがあるので注意すること。

オ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの。）の写しを添付すること。

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市ホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については、次の例を参照のこと。

資格確認申請書提出日が令和8年10月1日の場合 ⇒ 令和8年7月1日以降の証明年月日のもの

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること（電子納税証明書は不可）。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> を参照すること。[※納税証明書の有効期限については、上記オの例を参照のこと。]

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等

ア 提出期間

令和8年10月1日（木）の午後5時まで

イ 提出場所

前記1に同じ。

(4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しない。

7 資格審査及び審査結果の通知

- (1) 本市は、入札に参加する者から提出された一般競争入札参加資格確認申請書等を基に、入札参加資格を審査する。

- (2) 入札参加資格の審査結果については、後日通知する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページからダウンロードできる。

(2) 入札説明書、仕様書等の交付方法

本市のホームページからダウンロードできる。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本市のホームページからダウンロードできる。

(7) 提出方法

持参とする。

(4) 提出期間

入札公告の日から令和8年 9月18日（金）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(5) 提出場所（先）及び問合せ先

前記1に同じ。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、本市のホームページからダウンロードできる。

9 入札の方法

(1) 入札金額は、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) 落札者の決定は、施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札で行うので、提案に係る書類（以下「提案書等」という。）を入札書と同時に提出すること。

10 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出書類

次のアからウまでに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、などを付して封字し、封筒の表に「令和8年10月 1日開札「広島市内路面下空洞調査業務（令和8年度）に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載すること。

ア 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、などを付して封字すること。封筒の表に「令和8年10月 1日開札「広島市内路面下空洞調査業務（令和8年度）に係る入札書（第〇回）」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

なお、入札書は、本市所定の様式（広島市のホームページに掲載）を使用して作成すること。

イ 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記アの封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状様式は、広島市のホームページからダウンロードできる。

ウ 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、封筒に入れてペンを付して封字すること。封筒の表に「令和8年10月1日開札「広島市内路面下空洞調査業務（令和8年度）」に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は入札金額内訳書作成手引による。

なお、入札金額内訳書様式及び入札金額内訳書作成手引は、広島市のホームページからダウンロードできる。

エ 提案書等

提案書等の作成方法については、後記「Ⅲ 提案書等作成要領」を参照すること。

(2) 入札書等の提出方法

前記(1)の書類を後記「Ⅱ 入札書等の提出方法」により、後記(3)アの提出期間内に後記(3)イに持参すること。

(3) 入札書等の提出期間等

ア 提出期間

令和8年9月30日（水）の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

前記1に同じ。

(4) 共通事項

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差替え又は撤回等は一切認めない。

11 開札等

(1) 入札執行課

前記1に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月1日（木）午前10時

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

本庁舎14階 第2応接室

(3) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）。)

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を

退出することができない。

オ 開札結果は、開札場所において入札の有効、無効のみ発表する。

12 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

落札者の決定は、施行令第167条の10の2の規定により行うので、予定価格の制限の範囲内で入札した者から提出された提案書等の内容を後記(2)の審査委員会において審査・評価した上で、入札価格の評価を加算し、評価値の最も高い者を落札者とする（詳細は、「IV 落札者決定基準」を参照のこと。）。

ただし、本件業務は低入札価格調査の対象であるため、当該調査の結果、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で委託者（監理業務委託者）の定める最低限の要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 広島市内路面下空洞調査業務総合評価審査委員会

本件業務に係る入札に関して、落札者決定基準に関すること、提案書等の審査及び評価に関すること等を審査するため、「広島市内路面下空洞調査業務総合評価審査委員会」を設置している。

(3) ヒアリング等の実施

ア 落札者決定基準による評価については、予定価格の制限の範囲内で入札した者から提出された提案書等及びヒアリングに基づいて行う。提案書等に関するヒアリングの日時等は、別途通知する。

ヒアリングは、プレゼンテーション及び前記(2)の審査委員会の委員からの質疑の形態とする。

イ プレゼンテーションの時間は15分以内とする。

ウ プレゼンテーション、ヒアリング時の説明・回答は原則、予定している管理技術者が行うこと。

エ ヒアリングの出席者は、予定している管理技術者を含め資料の補足説明が可能な者を合わせ、3名以内とする。

オ ヒアリングを欠席した者については、技術評価点の評価を行わない。

(4) 調査基準価格の有無

有

(5) 委託業務低入札価格報告書等の提出

本件業務は低入札価格調査の対象であるため、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、持参により提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

なお、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、別途通知する。

ア 提出期間

開札日時から令和8年10月 6日（火）までの午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

前記1に同じ

(6) 落札結果の通知

落札結果は、全ての入札参加者に速やかに通知する。

(7) 落札結果の公表

予定価格、調査基準価格、入札参加者名、入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値は、落札決定後に公表する。

13 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
 - イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 入札回数等
 - ア 入札回数は、3回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。
 - イ 初度入札又は再度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がない場合は、再度入札又は再々度入札を行う。
 - ウ 初度入札又は再度入札に参加していない者及び初度入札又は再度入札において無効な入札をした者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。
- (4) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、本市に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。
なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。
- (5) 契約書の作成等
 - ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に契約書を取り交わすものとする。
 - イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額（契約予定金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本市が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本市は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/> のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正を行った案件」→「物品・その他役務、施設維持管理業務（市長部局）」に掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 開札日時から落札者の決定までの間に競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け又はその他入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

エ 入札金額を訂正したもの

オ 前記2(4)の予定価格を上回る入札

カ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に、落札者が本市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(9) 注意事項

ア 一般競争入札資格確認申請書等や提案書等について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

イ 入札に参加しようとする者は、「広島市内路面下空洞調査業務総合評価審査委員会」の委員の選任後から本契約案件の落札者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自ら有利に、又は他者を不利にするように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

ウ 落札者の提案書の内容については、契約書の一部とする。また、提案書に記載した事項の変更は、原則として認めない。

なお、履行検査に当たっては、提案書の内容を満たしていることを確認する。

エ 契約担当課は、落札者決定に係る公表等に際して、提案内容が他者に知られることのないよう取り扱うとともに、落札者決定の目的以外に使用しない。

ただし、提案者の了承を得る場合には、この限りではない。

(10) その他

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、広島市契約規則その他関係法令及び本市の要綱、要領等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

入札関係資料等は、次のとおりである。

入札関係資料等	掲載場所
・ 入札公告（写し） ・ 入札説明書 ・ 契約書（案）及び契約約款 ・ 特記仕様書 ・ 設計書 ・ 調査路線一覧表 ・ 位置図 ・ 積算参考資料 ・ （第1号様式）一般競争入札参加資格確認申請書 ・ （第2号様式）業務実績調書 ・ （第3号様式）配置予定技術者等調書 ・ （第4号様式）資本的関係・人的関係調書 ・ （第5号様式）提案書（表紙） ・ （第6号様式）企業の同種業務の実績調書・ISO9001 認定取得状況 ・ （第7号様式）技術者の資格状況、業務実績、CPD 取得単位状況調書 ・ （第8号様式）取組方針 ・ （第9号様式）実施フロー・工程計画等 ・ （第10号様式）業務に関する有益な代替案 ・ （第11号様式）評価テーマに対する技術提案 ・ （第12号様式）入札金額内訳書 ・ 仕様書等に関する質問に対する回答	広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和8年度案件」へ画面を展開し、当該入札案件からダウンロードすること。
・ 物品売買等競争入札参加者の手引 ・ 入札金額内訳書作成手引 ・ 仕様書等に関する質問書 ・ 入札書様式、委任状様式 ・ 契約保証金の納付等について ・ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について ・ 契約保証金免除申請書	広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「各種様式」からダウンロードすること。

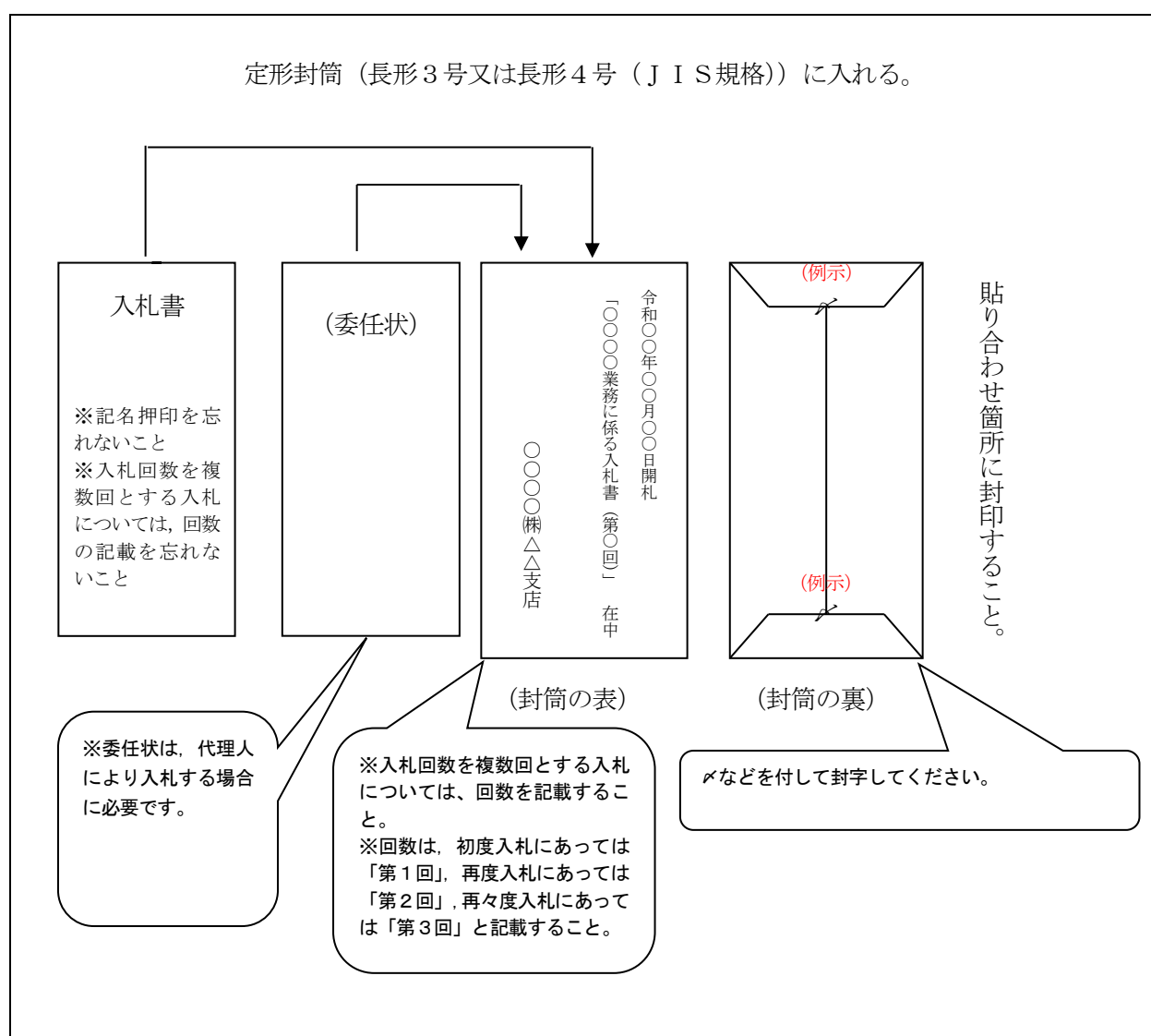
Ⅱ 入札書等の提出（持参）方法

次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に持参により、広島市長（入札執行課）に提出すること。

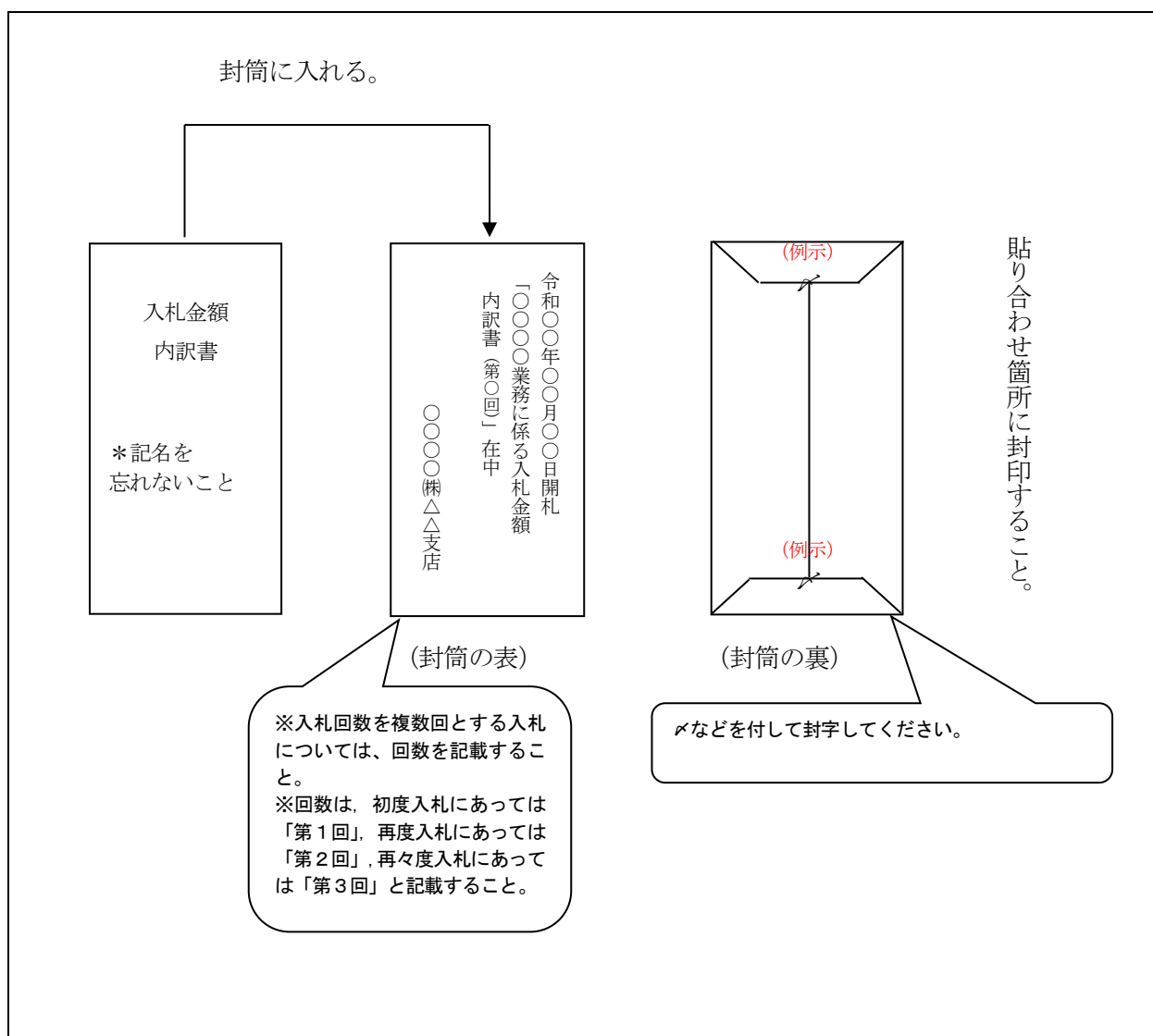
- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）
- (3) 委任状（代理人として入札する場合に必要です。）
- (4) 提案書（後記「Ⅲ 提案書等作成要領」による。）

提出・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の1から3の順に封印等を行うこと。
（鉛筆，シャープペンシル，消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）

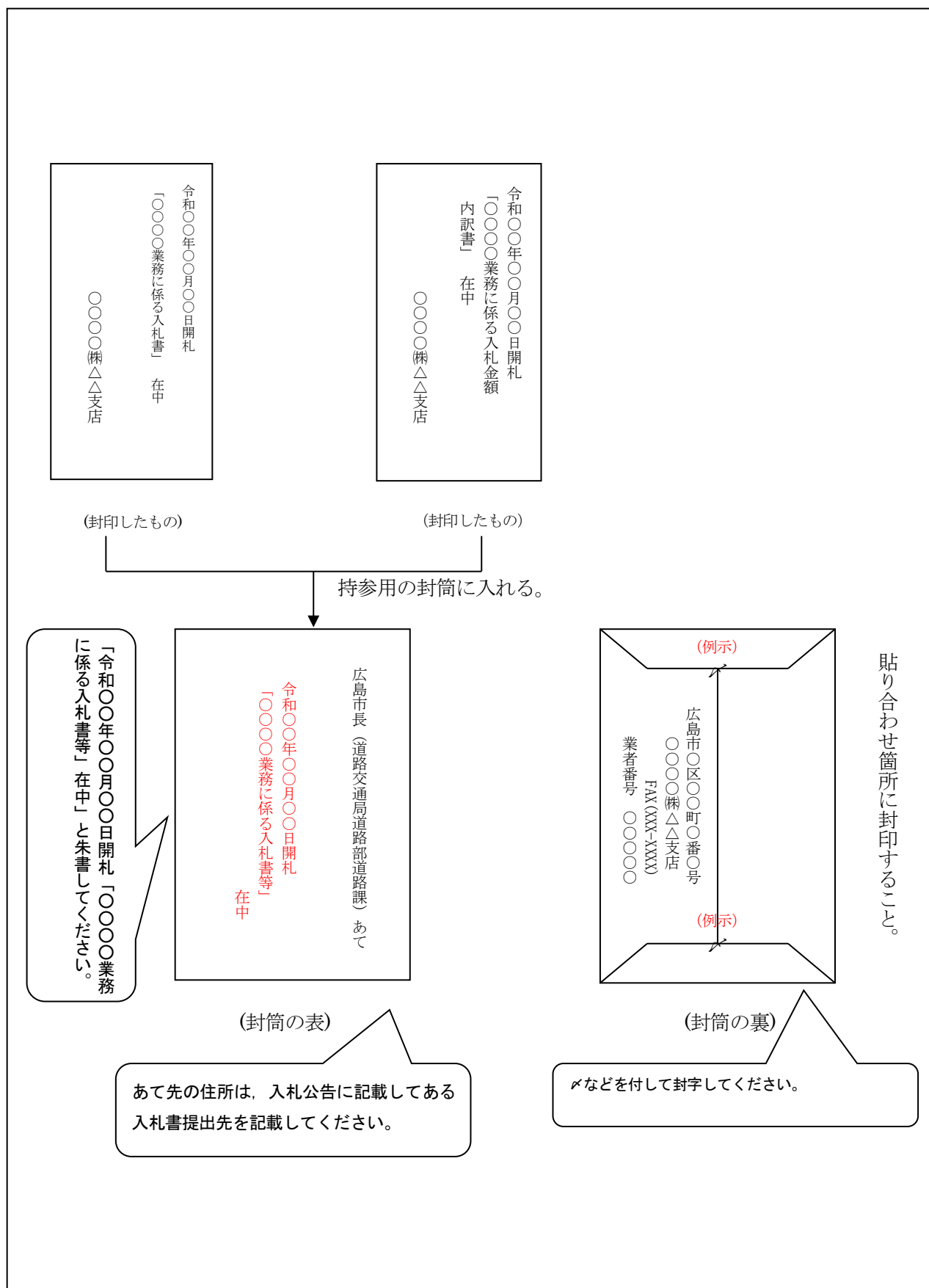
1 入札書の封印



2 入札金額内訳書の封印



3 入札書（封印済）・入札金額内訳書（封印済）の封入



Ⅲ 提案書等作成要領

提案書等は、入札参加者が主体となって作成し提出すること。
また、提案書等の作成に当たっては、仕様書等を踏まえた提案とすること。

1 提案書等として提出する書類

提案書等の作成に当たっては、仕様書等を踏まえた提案内容とすること。
本件入札に係る提案書等として以下の書類を持参により提出すること。

- (1) 提案書（第5号～11号様式）：本書1部及び評価用8部
後記4の評価項目に対する提案書を作成し提出すること。
提案書は、綴じとし、ホッチキスやプラスチックなどを含めないこと。
- (2) 提案書に記載した業務実績、保有資格が確認できる書類：1部

2 全般的な留意事項

- (1) 提案書等の記述は日本語とする。ただし、一般的に認知されている商標や略称等は除く。
- (2) 落札者の提案内容は、本件業務の特約事項として契約に含まれることとなるので、提案に当たっては入札書に記載した金額の範囲内で実現可能なものを記述すること。
なお、「仕様書」に含まれない事項等がある場合は、全て落札者の負担とする。

3 提案書等作成上の留意事項

- (1) 本書となる提案書1部は、入札書に記載する商号や代表者名等を表紙に記載し、封印の上、提出すること。
- (2) 評価用となる提案書8部は、提案内容を公平かつ客観的に評価するため、入札参加者が特定又は類推できる記載や表現を行わないこと。
- (3) 提案書は、正確な評価を行うために、後記4の評価項目の項目順にまとめ、表紙、目次、ページをつけること。
なお、表紙様式等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 提案書は、A4縦置き・横書き、本文のフォントサイズは10.5ポイント程度とする。
- (5) 総合評価一般競争入札では、入札参加者から提出された提案書等に基づき、記載内容に応じて評価することとなるため、入札参加者の提案内容が理解しやすいよう、具体的に図示又は記述を行うこと。
なお、次に示すような提案内容にならないこと。
ア 提案書作成上の留意事項に反したもの
イ 提案内容が抽象的で内容を把握できないもの
ウ 提案の表現が曖昧で実現性を判断できない又は提案の実効性の有無を確認できないもの
エ 提案内容に明確な効果が認められないもの
オ カタログやパンフレットのみの提案
カ 「仕様書のとおりに」といった記述に終始しているもの

4 提案を求める評価項目

- (1) 企業の能力及び経験
ア 企業の同種業務の実績（第6号様式）
平成23年度以降（過去15年間）に元請として受注し、提案書提出までに完了済みの同業務の履行実績を記載すること。
（注）同業務とは、地中レーダ探査を用いた路面下空洞の調査（探査）業務をいう。
- イ ISO9001認証取得（第6号様式）
ISO9001を取得している場合、登録証の写しを添付すること。

なお、支店や営業所等が受注する場合は、その組織が認証取得の対象に含まれていることを証明する資料を提出すること。

(2) 配置予定技術者の能力及び経験

ア 技術者の資格について（第7号様式）

配置予定の管理技術者及び担当技術者の技術士又はR C C M資格の保有状況について記載すること。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、主たる担当技術者の資格保有状況を記載すること。

イ 技術者の業務実績（第7号様式）

平成23年度以降（過去15年間）の業務で、提案書提出までに完了済みの同種業務に、管理技術者及び担当技術者が従事した実績を、それぞれ記載すること。

ただし、管理技術者については、管理技術者としての実績を記載し、担当技術者については、管理技術者、主任技術者及び担当技術者としての実績を記載すること。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、主たる担当技術者の実績を記載すること。

また、業務概要には、主な業務内容を記載し、どのような立場（管理技術者、主任技術者又は担当技術者）で携わったかを記載すること。

ウ C P D取得単位（第7号様式）

管理技術者及び担当技術者の一般社団法人建設コンサルタンツ協会、公益社団法人土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人地盤工学会又は公益社団法人日本技術士会の認定するC P Dの実績について記載すること。

なお、配置予定技術者のC P Dの実績は、令和7年4月1日以降、当該業務の提案書提出日までの任意の1年間において、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、公益社団法人土木学会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人地盤工学会又は公益社団法人日本技術士会設定の1年間の推奨（目標）単位以上※の単位取得がある場合に加点評価する。単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認することとし、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	50単位
公益社団法人 土木学会	50単位
土質・地質技術者生涯学習協議会、	50単位
公益社団法人 地盤工学会	50単位
公益社団法人 日本技術士会	50 C P D時間

(3) 取組方針・実施フロー・工程計画等

ア 取組方針・実施フロー・工程計画（第8号様式、第9号様式）

業務の取組方針、実施フロー、工程計画について、具体的に記載すること。

イ 業務に関する有益な代替案（第10号様式）

業務に関する有益な代替案があれば、具体的に記載すること。

(4) 技術提案（第11号様式）

本件業務における以下の2つの評価テーマについて、具体的に記載すること。

評価テーマ1：一次調査において空洞と思われる異常信号を確実にかつ効率的に抽出するための留意事項

評価テーマ2：現地調査（一次調査（路面下空洞探査車）及び二次調査（ハンディ型地中レーダ探査及びスコープ調査））において一般交通への安全に配慮すべき事項

IV 落札者決定基準

1 配点及び採点基準

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。評価値の満点は90点とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点の計算において、求められる値は少数第4桁（5位切り捨て）とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(3) 技術評価点の算出方法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。技術評価点の配分点は60点とする。
技術評価点の計算において、求められる値は少数第4桁（5位切り捨て）とする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計点} / \text{技術評価点の配点合計点})$$

2 落札者の決定方法

- (1) 技術評価点（60点）と価格評価点（30点）の合計点数が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を落札者とする。
- (2) 最高得点者が2人以上いる場合は、「技術評価点」の高い者を落札者とする。
- (3) (2)に該当する者が2人以上いる場合は、該当者のくじ引きにより落札者を決定する。

別表（評価項目・評価事項・判断基準・配点）

評価項目	評価事項	判断基準	配点	
企業の能力及び経験	企業の同種業務の実績	過去 15 年間（平成 23 年度～令和 7 年度）に、路面下空洞調査の元請としての受注実績 ①11 件以上 ②11 件未満	①4 ②2	5
	I S O 9001 認証取得	入札公告日時点における建設コンサルタント業務に関する「I S O 9001」の取得の有無 ①有 ②無	①1 ②0	
配置予定技術者の能力及び経験	配置予定担当技術者	入札公告日時点における配置予定担当技術者の資格 ①技術士の資格の保有 ・ 総合技術監理部門：「建設-土質及び基礎」、又は「建設-道路」 ・ 建設部門：土質及び基礎、又は道路 ②R C C M（土質及び基礎、又は道路）の資格の保有 ③上記以外	①4 ②2 ③0	10
		過去 15 年間（平成 23 年度～令和 7 年度）に、路面下空洞調査の担当技術者又は管理技術者として従事した実績 ①令和 3 年度以降の実績がある ②平成 23 年度～令和 2 年度の実績がある ③上記以外	①4 ②2 ③0	
		CPD 取得単位数 ①1 ヲ年の CPD 取得単位数が 50 単位以上 ②上記以外	①2 ②0	
	配置予定管理技術者	入札公告日時点における配置予定管理技術者の資格 ①技術士の資格の保有 ・ 総合技術監理部門：「建設-土質及び基礎」、又は「建設-道路」 ・ 建設部門：土質及び基礎、又は道路 ②R C C M（土質及び基礎、又は道路）の資格の保有	①2 ②1	5
		過去 15 年間（平成 23 年度～令和 7 年度）に、路面下空洞調査の管理技術者として従事した実績 ①令和 3 年度以降の実績がある ②平成 23 年度～令和 2 年度の実績がある	①2 ②1	
		CPD 取得単位数 ①1 ヲ年の CPD 取得単位数が 50 単位以上 ②上記以外	①1 ②0	
小計			20	

評価項目	評価事項	判断基準	配点	
取組方針・実施フロー・工程計画等	業務理解度	目的、条件、内容を理解できている。	4	12
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローが妥当である。	3	
		業務量の把握状況を示す工程計画が妥当である。	3	
	業務に関する有益な代替案	業務に関する有益な代替案がある場合に優位に評価する。	2	
小計			12	

評価項目	評価事項		判断基準	配点	
技術提案	評価テーマ1	提案内容の的確性	地形、環境、地域特性などの諸条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	4	16
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。	4	
		提案内容の実現性	提案内容に説得力があり、信号波形分析能力が優れている場合に優位に評価する。	4	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合、優位に評価する。	4	
	評価テーマ2	提案内容の的確性	地形、環境、地域特性などの諸条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	3	12
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。	3	
		提案内容の実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	3	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	3	
小計				28	